

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月24日
【事業年度】	第22期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	ポーターズ株式会社
【英訳名】	PORTERS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西森 康二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番34号
【電話番号】	03-6432-9829
【事務連絡者氏名】	取締役 天野 竜人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番34号
【電話番号】	03-6432-9829
【事務連絡者氏名】	取締役 天野 竜人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高	(千円)	863,187	1,013,117	1,022,352	1,100,629	1,290,137
経常利益	(千円)	44,041	141,561	150,349	230,116	326,813
当期純利益	(千円)	32,140	94,835	100,436	152,650	222,644
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	46,989
発行済株式総数	(株)	5,000	5,000	5,000	5,000	1,570,700
純資産額	(千円)	127,011	221,846	322,283	474,933	771,556
総資産額	(千円)	630,786	633,499	654,714	807,265	1,105,721
1株当たり純資産額	(円)	25,402.20	44,369.36	214.85	316.62	491.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益	(円)	6,428.02	18,967.15	66.95	101.76	146.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	135.42
自己資本比率	(%)	20.1	35.0	49.2	58.8	69.8
自己資本利益率	(%)	29.0	54.4	36.9	38.3	35.7
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	12.32
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	84,255	193,107	285,661
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	13,781	14,850	41,777
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	49,992	49,992	9,906
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	545,601	682,944	937,040
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	53 (11)	51 (12)	48 (16)	46 (11)	56 (9)
株主総利回り (比較指標：-)	(%) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	(円)	-	-	-	-	3,460
最低株価	(円)	-	-	-	-	1,667

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第18期から第21期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
4. 当社は、2022年9月29日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第18期から第21期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
7. 第18期及び第19期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第20期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第18期及び第19期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、2018年3月29日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。また、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
11. 2022年9月29日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第18期から第22期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2022年9月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
13. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
2001年 8月	人材紹介会社向け管理システムの提供を目的として有限会社ポーターズを設立
2002年 3月	有限会社ポーターズからポーターズ株式会社に組織変更
2002年 9月	「PORTERSプロ・エージェント」ASPサービスを開始
2004年 2月	「PORTERSプロ・エージェント」パッケージを販売開始
2009年 2月	人材紹介ビジネス支援マガジン「ポーターズマガジン」を創刊
2012年 4月	人材ビジネス向けクラウドサービス「PORTERS HR-Business Cloud」をリリース
2014年 8月	シンガポールに現地法人Porters Global PTE. LTD.を設立
2015年 4月	人材紹介業向けのテンプレート「PORTERS HR-Business Cloud エージェント」をリリース
2015年 5月	PORTERS HR-Business Cloud導入・運用コンサルティングサービスをリリース 労働者派遣業向けテンプレート「PORTERS HR-Business Cloud スタッフィング」をリリース
2019年 8月	当社への業務移管に伴い、シンガポール法人Porters Global Pte. Ltd.を清算
2020年 2月	大阪営業所を開設
2021年 3月	シンガポールに現地法人PORTERS ASIA SG PTE. LTD.を設立
2022年 4月	「PORTERS HR-Business Cloud」のサービス名称を「PORTERS」に変更 AIによるスカウト代行サービス「PORTERS Assist」をリリース
2022年 9月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び非連結子会社の計2社で構成されております。なお、当社のセグメントは、HR-Tech事業の単一セグメントであります。

(1) ミッション及びビジョン

当社は「Matching, Change your business」をミッションとして、「世界の雇用にもっとも貢献する企業になる」というビジョンを掲げ、その実現のために事業活動を行っております。

「人材マッチングの最適化」は当社が創業当初から掲げている重要な経営目標です。人材市場における企業と人材のマッチングの最適化を通じて、企業が人材情報を見つけ、人材とつながり、そして、企業活動が活性化されることを当社は目指しております。この実現のためのサービスとして、クラウドサービスである「PORTERS」を提供しております。

(2) 事業の概要

PORTERSは人材紹介会社、労働者派遣会社、その他人材マッチングサービスに携わる企業のためのクラウド型マッチング総合管理システムです。

人材マッチングサービスを提供する企業にとって「人材を求める企業」と「仕事を求める人材」のマッチングの最適化を図ることは非常に重要な要素です。このマッチングの最適化を目指すためには、双方の情報を一元管理した上で、マッチングのための情報設計、選考プロセス管理、契約・契約更新管理を行う必要があります。一方、人材紹介会社、労働者派遣会社等がこれらの要件を満たすために独自のシステム開発を行うことは、先行的に多額のシステム投資コストが必要となるほか、個人情報保護のための適切なシステム構築が必要であり、最適な事業環境を整える上で障害となっておりました。このような中、当社では、人材紹介会社、労働者派遣会社、その他人材マッチングサービスの提供会社に対して、クラウド型の情報管理システム、ユーザー単位の月額課金制である料金体系と、それぞれの会社に応じて無料カスタマイズ可能なシステム機構の提供を行い、そのシステム機構における情報の一元管理やマッチングのための各種ツールを通じてマッチングプロセスの最適化を実現させております。

当社は人材マッチングクラウドサービスであるPORTERSを1IDから利用可能なサブスクリプションモデルで提供しております。利用ID数を柔軟に設定できることから、人材サービスを新たに開始する企業はもちろんのこと、事業拡大を目指す中小規模の企業、さらには業務効率化を推進する大規模な企業まで、各事業ステージにフィットするシステムとなっております。

さらに、PORTERSを導入する企業規模やPORTERSを通じて何を実現したいかは企業によって異なることから、導入時の支援サービスの提供も行っております。具体的には、データ移行サービス、画面最適化チューニング、各種設定支援及びデータメンテナンス等を提供しております。また、顧客の自社Webサイトとの間での各種情報の自動連携や、社内のシステムとの連携のためのAPI機能（ ）も有料で提供しております。

()API機能：Application Programming Interfaceの略。APIにより、他システムとの連携や、必要機能の追加など、顧客独自のユーザーアプリ開発を可能にすることができます。

(3) PORTERSの主要な機能

PORTERSは人材ビジネスにおける業務プロセスの可視化、生産性向上及び業務の自動化を図るために必要となる様々な機能を備えております。主要なものは以下の通りとなります。

1. 求人・求職者管理

機能及びサービス	内容
求職者・レジュメ管理	求職者の基本情報の管理に加えて、履歴書管理、推薦メールの送信、面談スケジュール管理、内定書や請求書の作成まで、求職者の管理に必要な全ての関連工程をPORTERS上でマネジメントできます。さらに、媒体データの自由取り込みや一斉メール配信などの機能を活用することにより、煩雑な単純作業を効率的に行うことができます。
クライアント・求人管理	PORTERS上のシンプルな画面遷移を活用することにより、クライアントの企業情報、契約・商談管理、売上管理を行えます。また、企業担当者ごとの商談記録、スケジュール管理等、受注につながるまでの全てのフローを管理できます。PORTERSはクラウド型のため、モバイルデバイスによってどこでも簡単に情報を入力・参照でき、求人案件の社内共有も素早く実現できます。
面談設定スケジューラー	新規求職者及びスタッフ登録希望者との面談設定を自動化するツールとして、PORTERSではZLOSS（ジーロス）を提供しております。ZLOSSは候補者の流入機会損失（LOSS）をゼロ（Zero）にするための人材ビジネス専用スケジューラーとして、候補者の個人情報入力から、面談日のアサインまでを自動化することができます。

2. プロセス管理

機能及びサービス	内容
選考プロセス管理	当該機能により、マッチング後の選考進捗情報を登録し、選考プロセスを管理することができます。また、選考決定後の売上管理や請求管理、入社後一定期間内で退職した場合の返金管理も管理することができ、請求書出力とも連携することができます。

3. マッチング

機能及びサービス	内容
マッチング機能	人材ビジネス業務のそれぞれのシーンに合わせた最適な検索結果とマッチングを提供します。検索方法は、フリーワード検索（テキスト検索）、フィールド検索（各項目検索）、オリジナル検索、絞り込み検索といった検索方法を提供しています。また、求職者と求人を同一画面で比較検討しやすいマッチング画面を備えています。一覧性の高さによって、なかなか見つけれなかった求職者の細かなニーズを拾う事ができ、求職者、求人企業ともに細やかなマッチングが可能です。さらに、マッチング結果によって、メール作成を自動化し、求職者推薦や求人紹介をまとめて行うことも可能です。

4. カスタマイズ

機能及びサービス	内容
簡単カスタマイズ	入力画面の項目、各画面で表示される項目、検索項目、アクションメニュー、グローバルメニュー、サブリスト、業務進行（フェーズ）、アクセス権限、外部アプリへのアクセスなど、目に見える情報はほぼすべてカスタマイズできます。事業や組織の変更毎にシステム改修の費用が掛かりません。

5. 媒体・外部連携

機能及びサービス	内容
媒体連携	PORTERSでは、アプリとcsvによる、各種媒体（求人サイト）との連携を実現しています。これにより求人の公開、求職者の取り込みを自動化し、業務の生産性を向上します。
ホームページ連携	PORTERSでは、お客様の状況に合わせてPORTERSとWebサイト連携をすることができます。PORTERSから求人を自動掲載、求職者エントリーを自動取り込みするアプリ『Web Parts』の提供や、WebサイトとPORTERSのAPIによる高度な連携を行っております。
機能拡張・外部システム連携（API）	PORTERS Connect APIで外部アプリケーションからのデータ取得、外部アプリケーションへのデータ更新を行うことができます。これにより、既存システムや外部のサービス連携やWebサイトとのシームレスな連携および、カスタムアプリなどの開発が自在にできるようになります。

6. 帳票出力

機能及びサービス	内容
ワンクリック帳票	保存されたデータをもとに事前に設定したテンプレートを利用して、求人票やキャリアシートなど、人材ビジネスに不可欠な帳票をワンクリックで作成することができます。
レポート&ダッシュボード	PORTERSに蓄積されたデータを分析、可視化することで、業務フローの課題を特定し、改善することができます。
インポート&エクスポート	PORTERSでは、csvインポート/エクスポート機能を持ち、各媒体とのインポートエクスポート、またはデータメンテナンスや他システムとの連携などが可能です。

PORTERSで実現できること

- ・人材マッチングビジネスの全業務プロセスを可視化
- ・各業務プロセスの生産性を向上

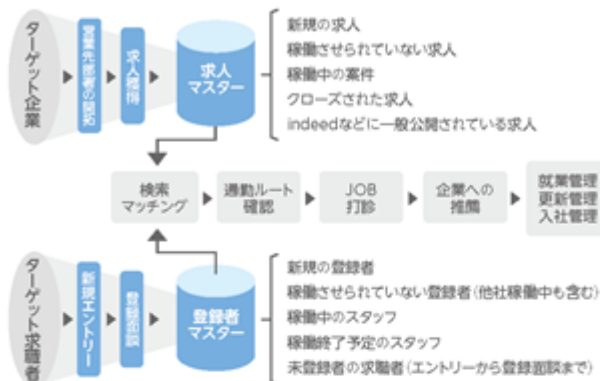


PORTERSは、
 人材業務に必要な機能がすべてすぐに活用ができる
 「クラウド型マッチングシステム」です。

FEATURE
01

人材業界のノウハウを活用
 業務フローの標準化まで

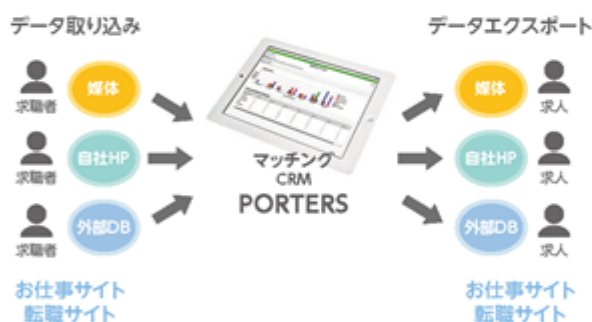
あらゆる特化業界・領域に最適な業務フローを簡単に設計。立上げ企業から最大規模の企業まで、必要な機能をセットアップして利用可能です。そのためのカスタマイズの費用はかかりません。



FEATURE
02

常にデータを一元管理
 マッチングの機会を最大化

求人媒体や自社サイトとの自動連携が可能。求人・求職者の情報を常に最新版にアップデートしながら一元管理。獲得直後のHOTな案件・候補者に絞ったマッチングや、まだ提案できていない人材案件をワンステップで発見しマッチングができます。



FEATURE
03

活用機能をオールインワン
 各社にあった使い方を実現

マッチングや企業への推薦、求人開拓や求職者獲得など、人材業務はやることがたくさん。これらの業務進捗管理と一緒に必要な機能をすべてオールインワンでご提供。カスタマイズ機能は標準装備されておりいつでも自身で操作可能です。





4【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
56 (9)	34.8	3.9	5,484

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、HR-Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「Matching, Change your business」というミッションを掲げ、「世界の雇用にもっとも貢献する企業になる」というビジョンのもとに事業を展開しております。

また、企業使命実現に向けた価値として、「お客様が目的を達成し心から満足する製品を提供する」ことを掲げるとともに、特に以下の3つの価値観を大切に考えております。

- ・ Be professional / 顧客の目的達成のために
- ・ Tettei / 考え抜く、やりきる
- ・ Keep challenging / チャレンジする

(2) 経営戦略

当社は(1)に掲げた経営方針のもと、「企業における人材ニーズ」と「人材」のマッチングプロセスを最適化することを事業領域と考え、この実現のために以下の経営戦略を行ってまいります。

サービス価値の拡充とプロダクトの拡充

- ・ サービス価値の拡充として、PORTERSの利便性を向上させるオプションの開発やシステムの安定的な稼働のためのシステム投資などPORTERSの機能向上に取り組む。
- ・ プロダクトの拡充として、潜在的な顧客ニーズに応えられるようなPORTERS以外の新製品の開発に取り組む。

マーケティング及びセールス体制の強化

- ・ 既存のデジタルマーケティング施策に加え、メディアへの広告展開や、異なる媒体への広告施策に取り組む。
- ・ 営業人員の拡充や教育体制を強化することにより、大口ID利用企業の顧客化に取り組む。

顧客接点の強化

- ・ オンボーディング（注1）及びカスタマーサクセス（注2）を強化することにより、PORTERSのアップデート情報を含めたPORTERSの最新情報を既存顧客に適時に通知するとともに、同一顧客内の他部署への当社サービスの促進及び有料オプションの利用を促進させる。

（注1） PORTERSのユーザーがシステムの利用方法を適切に理解し、そのサービス価値を享受できている状態。

（注2） 顧客の成功のためにPORTERSのユーザーへ能動的に関与すること。

海外展開の本格化

- ・ サービス拠点の展開や、現地企業等との業務提携及びマーケティング施策を実施することにより顧客拡大を進めていくこと。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社ではクラウドサービスであるPORTERSを主力事業として展開しており、PORTERSのID数（ ）を伸ばさせることが企業価値の向上に繋がると考えられることから、PORTERSのID数及びその財務的な成果である売上高を重要な経営指標と位置付けております。また、持続的な成長のためには、事業活動で獲得した原資をもとに新規投資を行うことが重要とも考えているため、投資の原資としての営業利益も重要な経営指標として位置付けております。

ID数とは、「PORTERS」有料稼働ID数のことを指します。

(4) 経営環境

当社は人材紹介会社や労働者派遣会社等の人材サービス会社に対して人材マッチングクラウドサービスを提供しております。有料職業紹介事業及び労働者派遣事業の市況やそれらの事業を営む会社のITへの投資意欲が経営環境を分析するに当たって重要な要素と考えております。

当社がサービスを提供する日本国内のHR-Tech事業の顧客は、有料紹介事業及び労働者派遣事業のどちらかもしくは両方に属しております。日本国内における有料紹介事業及び労働者派遣事業の市場につきましては、2017年から2020年にかけてそれぞれ約19%増（2020年度 届出手数料：522,170,000千円）、約32%増（2020年度 売上高8,620,900,000千円）と拡大を続けております。2020年度の有料紹介市場届出手数料は新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年を下回っていますが、有料職業紹介事業者数は増加しており、今後においては拡大するものと見込んでおります。有効求人倍率の年間平均においては、2017年の1.54倍から2020年は1.10倍と減少しているものの、2019年まで1.55倍と上昇していたことに加え、2022年12月においては新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなったこともあり、有効求人倍率が1.35倍まで回復しております。このことから、当社がサービス提供するHR-

Tech事業の顧客が属する有料紹介事業及び労働者派遣事業の市場規模は維持もしくは拡大することが見込まれます。

これらを踏まえ、当社が提供する業界の規模につきまして、今後も一定規模の維持、拡大することを見込んでおります。

項目	2017年	2018年	2019年	2020年
有料紹介市場 届出手数料(注)1	438,430,000 千円	536,130,000 千円	583,230,000 千円	522,170,000 千円
労働者派遣市場 年間売上高(注)2	6,499,500,000 千円	6,381,600,000 千円	7,868,900,000 千円	8,620,900,000 千円
有料職業紹介事業数 (注)1	20,783	22,977	25,099	26,208
労働者派遣提出事業 所数(注)2	25,282	38,128	38,040	42,065
有効求人倍率 (注)3	1.54倍	1.62倍	1.55倍	1.10倍
事業従事者数 (注)4	528千人	526千人	520千人	479千人

(注)1. 出典：厚生労働省 職業紹介事業の事業報告の集計結果について

(注)2. 出典：厚生労働省 労働者派遣事業の事業報告の集計結果について

(注)3. 出典：厚生労働省 職業安定業務統計 一般職業紹介状況

(注)4. 出典：総務省統計局 サービス産業動向調査

当社製品は、他の事業会社が提供するCRM(Customer Relationship Management)システムと競合する可能性があるものの、当社は創業以来20年間以上、有料職業紹介事業、労働者派遣事業等の人材業界に特化したサービスを提供しており、その中で得られた業界に対する深い知識や豊富な経験を競争優位性の源泉として、事業を継続して参りたいと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題としては以下の事項を認識しております。

サービスの認知度向上及び新規顧客の獲得

当社はこれまで人材マッチングサービスを一貫して提供してきたことから、安定した顧客基盤の構築は出来ており、人材サービス業界における認知度は高いものと考えております。一方で、国内の主要地域及びアジア各国の販売網のさらなる拡大を行っていくためには、当社製品の認知度をより一層向上させ、当社製品が新規顧客に円滑に導入されることを強化していくことが重要な課題であると認識しております。新たな拠点の開設やデジタルマーケティングの強化により当社サービスの認知度をより浸透させるとともに、新規顧客の獲得に努めてまいります。

開発スピードの強化

既存サービスにおける新機能のリリースや海外市場へのサービス展開を迅速に実行していくためには、製品の開発体制を強化し、開発スピードを高い水準に維持することが重要な課題と認識しております。開発部門における優秀な人員の確保や、開発プロセスの改善を行うことによりその実現に努めてまいります。

新規事業の早期収益化

企業価値の持続的向上を実現するためには、既存サービスにおける付加価値の向上に加え、積極的に新規事業の研究開発・育成を行うことが重要な課題と考えております。しかしながら、新規事業は初期段階においては収益に対して費用が先行することから、事業として十分な利益を獲得できない期間が長期化する可能性もあります。既存事業の顧客基盤を活用するとともに、自社での営業活動を積極的に行うことによって新規事業の早期収益化に努めてまいります。

内部管理体制の強化

当社が今後サービスの向上や業容の拡大をするためには、内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社では、事業規模に応じた適切な人員の確保に努めるとともに、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことにより、内部管理体制の強化を図ってまいります。

システムの安全性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は重要な課題と認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー環境の強化や、システム安定稼働のための人員確保に努めてまいります。

財務上の課題について

当社は毎期の事業活動で獲得した利益を原資としてシステム投資等を行うこととしており、安定的に利益を計上している現状においては、事業継続に支障を来すような財務上の課題は認識しておりません。今後も当該方針のもとに事業活動を継続してまいります。新製品の開発や海外市場への展開に当たっては、多額の資金需要が生ずることも想定されます。そのような資金需要が生じた場合でも自己資金を充当する方針ではありますが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。具体的には、当該リスクを把握し、管理する体制・枠組みとして当社内にコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、対応いたします。詳しくは「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 b. 企業統治の体制の概要及び採用理由 ト コンプライアンス委員会・リスク管理委員会」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク等

人材サービス業界の動向について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の提供する人材マッチングクラウドサービスは、人材紹介会社や労働者派遣会社等の人材サービス会社を重要な顧客としております。これらの企業の業績は転職市場における転職動向や一般企業の派遣社員に対する派遣需要等の動向に左右され、有効求人倍率の低下や失業率の上昇等により労働市場が悪化した場合、PORTERSの契約ID数が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合リスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の属する人材マッチングビジネス向けCRM (Customer Relationship Management) 市場は、人材サービス会社を主要な顧客としており、人材サービス分野に対する深い知識や豊富な経験が必要であることから、新たな市場参加者が積極的に参入する脅威は高くないと判断しております。しかしながら、ITやインターネットを用いたサービスは常に進化し続けており、当社製品に代替する製・商品又はサービスが生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の事業内容に関するリスク

特定のサービスに依存するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社のHR-Tech事業は、主力製品であるPORTERSの売上に依存した事業となっております。既存事業のサービス内容の向上や安定的にサービスを供給できる体制の確保に努めるとともに、新規事業の創出に取り組んでおりますが、アクセス障害等によりサービスを長期間にわたり提供することができなくなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

解約について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の主たるサービスであるPORTERSは毎月の利用料を前受にて受領しており、長期的に利用されることを想定しておりますが、顧客の事業環境の変化等により、契約の更新がされない又は中途解約が行われる可能性があります。当社では、カスタマーサクセスサポートを継続的に実施するとともに、顧客の要望を吟味の上、PORTERSの機能拡充を行うことにより顧客維持に努めております。しかしながら、顧客の人材サービス事業からの撤退や、当社製品に対するニーズの低下により当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業に係るリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は事業規模の拡大と収益源の多様化を図るため、積極的に研究開発投資を実行し、その成果を活用した新規事業の創出に取り組んでおります。新規事業については、市場動向の分析、収益化のスケジュールの策定、事業のモニタリング等により投資額が回収できないリスクの低減を図っております。しかしながら、新規事業が安定した収益を生み出すまでには一定の期間が必要となることが予想され、また、予測困難な事象の影響による収益化の遅延や追加コストの支出が発生することも想定されるため、開始した新規事業が期待した成果に結びつかない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外での事業展開のリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は経営戦略の一環としてアジアを中心とする海外市場へ進出することを計画しております。海外市場は、政治、文化、法令及び規制等が日本と異なり、その業務の遂行には不確実性が伴います。海外展開に際しては、専門家の活用等により、現地の事業環境、会計、税務等の調査を行うことによりリスクの低減を図っておりますが、不測の事態の発生により当社の海外展開に支障をきたした場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムに関するリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、インターネット環境を利用して人材マッチングクラウドサービスを提供しておりますが、人為的ミス、ネットワーク機器の故障、コンピュータウイルス、ネットワーク障害等を起因とするシステム障害が発生する可能性があり、また、ソフトウェアの不具合によりサービスの継続的な提供に支障をきたす可能性があります。当社では過去のシステム障害の発生状況の分析により適切な対応策を策定し、万が一トラブルが発生した場合においても短期間で復旧できるような体制を整えております。また、適切なセキュリティ体制を構築することにより、外部からの不正アクセスを回避するよう努めております。さらに、社内において信頼度の高い開発体制を構築・維持し、製品の不具合の発生可能性を低減させております。しかしながら、予測困難な要因によるシステム障害やソフトウェアの重大な不具合が発生した場合、サービス提供の停止等を通じて、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業領域であるHR-Tech市場は近年目覚ましい発展を遂げており、技術革新の速度が極めて速いという特徴を有しております。当社では適切なIT人材の確保や社内の開発体制を充実させることにより、新技術への対応が可能な製品開発に努めておりますが、顧客ニーズに見合う技術のキャッチアップに遅れ、技術革新に適時に対応できない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟及び知的財産権に関するリスク等

訴訟リスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、法令違反行為を防止するための内部管理体制を構築し、役職員への研修によるコンプライアンス意識の醸成等を通じて法令順守を徹底させることに努めております。現時点では、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、顧客企業や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生して訴訟を提起された場合、その内容及び結果によっては多額の損害賠償金の支払いが必要となり、あるいはレピュテーションの悪化を通じて売上が減少するなどして、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

商標権、特許権等の知的財産権を侵害するリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、知的財産権についてはコーポレートグループによる一元的な管理を行うとともに、知的財産権の侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っており、第三者の知的財産権を侵害しないように努めております。しかしながら、万一にも知的財産権の侵害をしてしまった場合には多額の損害賠償金の支払いが必要となり、あるいはレピュテーションの悪化を通じて売上が減少するなどして当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は事業運営にあたり個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」等に基づく個人情報保護方針を策定し、管理体制を整備する等、個人情報の適切な管理と流出防止については細心の注意を払っております。しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に流出した場合は、当社の信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制等に関するリスク

特定の人物に依存するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の代表取締役社長西森康二及び取締役副社長御子柴智美は、創業当初より経営戦略の策定や事業活動の推進において重要な役割を果たし、当社グループの経営は両者を中心に行われてきました。両者は、当社グループの経営方針の策定や事業戦略の構築、海外展開等において重要な役割を果たしているとともに、提出日現在において上位株主でもあります。当社グループは、事業拡大に伴い両者に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により両者の経営方針に重大な齟齬が生じた場合や、不測の事態が生じた場合、又はいずれかが取締役を退任するような事態が生じた場合には、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の人材マッチングクラウドサービスの更なる向上や社内管理体制の強化のためには、優秀な人材の確保・育成が不可欠であると認識しております。採用面ではダイレトリクルーティング等を用いて積極的な人材採用を行うとともに、ストック・オプションや従業員持株会を用いたインセンティブ制度の導入により離職を防止することに努めておりますが、適格な人材を十分確保できなかった場合には、当社の事業展開に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は小規模な組織であり、経営資源の効率的な配分を図るために内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は今後の事業拡大に応じて内部管理体制の充実を図っていく方針であります。体制の構築が適時適切に進捗しなかった場合には、事業運営に影響を及ぼすとともに当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) その他

配当政策

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は株主に対する利益還元が経営上の重要課題と認識しております。しかしながら、現在は事業の成長過程にあることから、内部留保の拡充による財務基盤の強化や収益基盤の確立に繋がる新規事業への投資を積極的に実施することが企業価値向上に結び付くものと考えております。将来的には利益還元の方策の一つとして配当を行う方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：大、発生可能性のある時期：1年以内、影響度：中

当社では、当社の役職員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は7.3%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

当社株式の流通株式比率について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社における株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率について、2022年12月末現在において29.4%にとどまっており、同社が上場維持基準として定める流通株式比率25%以上の水準に近接していることから、当該上場維持基準に抵触するリスクがあります。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、大株主への一部売出の要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加等により、流動性の向上を図っていく方針であります。

当社株式の流通株式時価総額について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の2022年12月末現在の流通株式時価総額は同取引所が定める形式要件に近接しており、同社の定める5億円以上の流通株式時価総額という上場維持基準に抵触するリスクがあります。当社株式の流通株式時価総額は株価水準や投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める形式要件を充足し続けるために、企業価値の継続的な向上と適切な資本政策を検討することで、流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。

自然災害、事故及び感染症発生により業務継続に影響を及ぼすリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社の事業活動においては、クラウドサービスの提供にあたってコンピュータシステムおよびネットワークシステムを活用しております。セキュリティの強化、データのバックアップ体制の構築等のシステムトラブル対応策や感染症発生時における対応策を講じていますが、これらの対応策にも関わらず、想定を超えた自然災害、事故によるシステムトラブルや世界規模での感染症の流行等が発生した場合には、正常な事業活動が阻害され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、従業員を含むステークホルダーの安全確保を目的に、緊急事態宣言の発令・解除の状況等を鑑み、在宅勤務での業務運営を行う他、国内外出張の取りやめ、及びオンラインツールを使用した社内会議の開催等を実施しております。

しかしながら、これらの感染症が更に拡大し、事態が悪化した場合には、従業員の健康被害、市況の悪化、営業活動の縮小及び顧客企業における採用活動の抑制等により当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う活動の制約を受けたものの、ワクチン接種の進展や各種政策の効果等により経済活動の正常化に向けた動きが見受けられます。一方で、ウクライナ情勢を起因とする不安定な国際情勢による資源価格の高騰や急速な円安の進行等により企業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社では「Matching, Change your business」をミッションに掲げ、世界の雇用インフラを進化させるという目標のもと、人材クラウドマッチングサービスであるPORTERSを提供してきました。当事業年度において、セールス面では、デジタルマーケティングの活用やポーターズマガジンの発行によって市場における潜在顧客へのアプローチに努めるとともに、営業部門の人員増強等により新規顧客の獲得を積極的に行いました。さらに、PORTERSの開発面では、通勤マッチング機能等の新機能の追加や、利便性向上のためのPORTERSの既存機能の改修及び効率的な業務遂行のためのパフォーマンスの改善を行いました。これらの活動の結果、新規顧客のID獲得は良好に推移し、ID数の伸長にも寄与いたしました。さらに、当社顧客である人材紹介会社や労働者派遣会社において、業務効率化のためにIT投資を積極的に行うという姿勢は継続したことから、PORTERSは堅調に成長し続け、2022年12月末時点で有料ユーザーID数は11,067IDとなりました。この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,290,137千円（前年同期比17.2%増）、営業利益338,365千円（前年同期比52.2%増）、経常利益326,813千円（前年同期比42.0%増）、当期純利益222,644千円（前年同期比45.9%増）となりました。

なお、当社はHR-Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ298,455千円増加し、1,105,721千円となりました。

流動資産は前事業年度末に比べ258,011千円増加し、982,623千円となりました。これは主に、東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資及び営業活動が好調に推移したことによる現金及び預金254,095千円の増加によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ40,444千円増加し、123,097千円となりました。これは主に、子会社が行った増資の引受に伴う関係会社株式15,229千円の増加によるものです。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ1,833千円増加し、334,164千円となりました。

流動負債は前事業年度末に比べ43,533千円増加し、334,164千円となりました。これは主に、課税所得の増加に伴う未払法人税等10,988千円の増加並びに有料ID数の増加に伴う契約負債（前事業年度は前受金）29,840千円の増加によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ41,700千円減少しました。これは1年内返済予定の長期借入金への振替に伴う長期借入金41,700千円の減少によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は771,556千円となり、前事業年度末に比べ296,622千円増加いたしました。これは主に、東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資により、資本金が36,110千円、資本準備金が36,110千円増加、当期純利益の計上222,644千円による利益剰余金の増加があったことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較し254,095千円増加し、937,040千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動の結果獲得した資金は285,661千円（前年同期は193,107千円の獲得）となりました。これは、主に税引前当期純利益326,813千円（前年同期は230,116千円）の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果使用した資金は41,777千円(前年同期は14,850千円の使用)となりました。これは、主に無形固定資産の取得による支出18,525千円(前年同期はゼロ)、関係会社株式の取得による支出15,229千円(前年同期は12,211千円の使用)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果獲得した資金は9,906千円(前年同期は49,992千円の使用)となりました。これは、株式の発行による収入70,784千円(前年同期はゼロ)、長期借入金の返済による支出49,992千円(前年同期は49,992千円)によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

b. 受注実績

当社の行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

当社の販売実績は次の通りであります。なお、HR-Tech事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
HR-Tech事業	1,290,137	117.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%を超える相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しておりますが、重要な会計上の見積りを要する項目はないと判断しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に含めて記載しております。

b 経営成績

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ189,508千円増加し、1,290,137千円(前期比17.2%増)となりました。これは主に、マーケティング活動及び営業活動を積極的に実施したことによる新規顧客の獲得によりID数が増加したこと等により、当事業年度末のID数が11,067ID(前期比+1,130ID)となったことが要因です。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は266,908千円(前期比2.6%増)となりました。これは主にシステムの安定稼働のためにサーバー費用が増加したことによります。この結果、売上総利益は1,023,228千円(前期比21.8%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は684,863千円(前期比10.8%増)となりました。主な要因としては、製品の認知度向上のためにマーケティング投資を積極的に行ったことによるものです。この結果、営業利益は338,365千円(前期比52.2%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は2,906千円(前期比65.0%減)、営業外費用は14,458千円(前期比2,454.5%増)となりました。営業外収益が減少した主な要因は、為替差益が7,115千円減少したことによるものであり、営業外費用が増加した主な要因は、上場関連費用が12,644千円発生したことによるものです。この結果、当事業年度の経常利益は326,813千円(前期比42.0%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度は特別利益及び特別損失を計上しておりません。また、当事業年度における法人税等合計は、前事業年度に比べ26,702千円増加し104,169千円となりました。この結果、当期純利益は222,644千円(前期比45.9%増)となりました。

c キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

d 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」をご参照ください。

当該指標の推移については以下の通りであります。

単位：千円

		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上高		863,187	1,013,117	1,022,352	1,100,629	1,290,137
営業利益		52,252	147,597	150,621	222,373	338,365
ID数 (1)	計画数(2)			10,581	9,751	10,232
	実績数	9,083	9,186	9,051	9,937	11,067
	差異数(3)			1,530	186	835

1：期末時点の「PORTERS」の有料稼働ID数となります。

2：2018年12月期及び2019年12月期については、計画数を設定していないため記載しておりません。

3：2020年12月期は、新型コロナウイルス感染症の影響により顧客の事業環境が悪化した結果、既存顧客のID数の減少等が生じたため計画数を下回っております。2021年12月期及び2022年12月期は、顧客の事業環境が回復傾向であったことに加え、積極的なマーケティング活動への投資により新規顧客の獲得が順調に進んだため計画数を上回っております。

資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要が生じるものとしては、人件費、外注費、広告宣伝費、地代家賃等の運転資金のほか、事業拡大に伴う採用活動のための採用費であります。財政状態や資金使途を勘案しながら、必要な資金は営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動は、マッチング最適化のためのアルゴリズムの研究及びその製品化のための開発投資や、PORTERSの追加機能開発のための開発投資であり、研究開発費は72,562千円であります。

なお、当社はHR-Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は23,804千円であります。主に、機能開発に伴いソフトウェアを計上したことが要因です。

また、重要な設備の除却または売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	ソフトウエ ア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備 ソフトウェア	12,103	430	21,866	-	34,400	56(9)

(注) 1. 現在、休止中の主な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。

3. 本社建物は賃貸物件であり、年間支払賃借料は27,405千円であります。

4. 当社はHR-Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月24日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,570,700	1,570,700	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い、当社における標準と なる株式であります。な お、単元株式数は100株 であります。
計	1,570,700	1,570,700	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年4月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 48(注)6
新株予約権の数(個)	54
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,200(注)1(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2(注)5
新株予約権の行使期間	2020年5月17日から2027年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84 資本組入額 42(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末日現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員13名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年4月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8(注)6
新株予約権の数(個)	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000(注)1(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2(注)5
新株予約権の行使期間	2020年5月17日から2027年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84 資本組入額 42(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末日現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名となっております。

第4回新株予約権

決議年月日	2019年4月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 22(注)6
新株予約権の数(個)	11
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,300(注)1(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2(注)5
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2028年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 50(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末日現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2019年12月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 13(注)6
新株予約権の数(個)	110
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 33,000(注)1(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2(注)5
新株予約権の行使期間	2025年1月1日から2028年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末日現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び従業員10名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年5月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	56
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,800(注)1(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2(注)5
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から2030年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334 資本組入額 167(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末日現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
- 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年12月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	52
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 15,600（注）1（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	400（注）2（注）5
新株予約権の行使期間	2024年1月1日から2030年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 400 資本組入額 200（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末日現在（2023年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末日現在に係る記載を省略しております。

（注）1．普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3．行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記（注）3に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年3月29日 (注)1	4,800	5,000	-	10,000	-	-
2022年6月14日 (注)2	1,495,000	1,500,000	-	10,000	-	-
2022年9月28日 (注)3	50,000	1,550,000	36,110	46,110	36,110	36,110
2022年10月1日～ 2022年12月31日 (注)4	20,700	1,570,700	879	46,989	879	36,989

- (注) 1. 株式分割(1:25)によるものであります。
 2. 株式分割(1:300)によるものであります。
 3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 1,570円
 引受価額 1,444.40円
 資本組入額 722.20円
 払込金総額 72,220千円
 4. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	19	10	16	3	597	648	-
所有株式数(単元)	-	404	1,087	7,632	989	11	5,581	15,704	300
所有株式数の割合 (%)	-	2.58	6.92	48.60	6.30	0.07	35.53	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
KAキャピタル株式会社	東京都港区南青山1丁目3-1	750	47.74
西森 康二	東京都港区	164	10.46
御子柴 智美	東京都世田谷区	164	10.45
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支 店カストディ業務部)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	56	3.56
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	38	2.47
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	34	2.16
ポーターズ社員持株会	東京都港区赤坂8丁目5-34	30	1.90
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM	19	1.23
ML INTL EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 BofA証券株式会社)	(東京都中央区日本橋1丁目4-1)	18	1.16
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	16	1.02
計	-	1,291	82.15

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,570,400	15,704	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	1,570,700	-	-
総株主の議決権	-	15,704	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、本書提出日現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為に内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく方針であります。本書提出日現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の用途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めている他、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

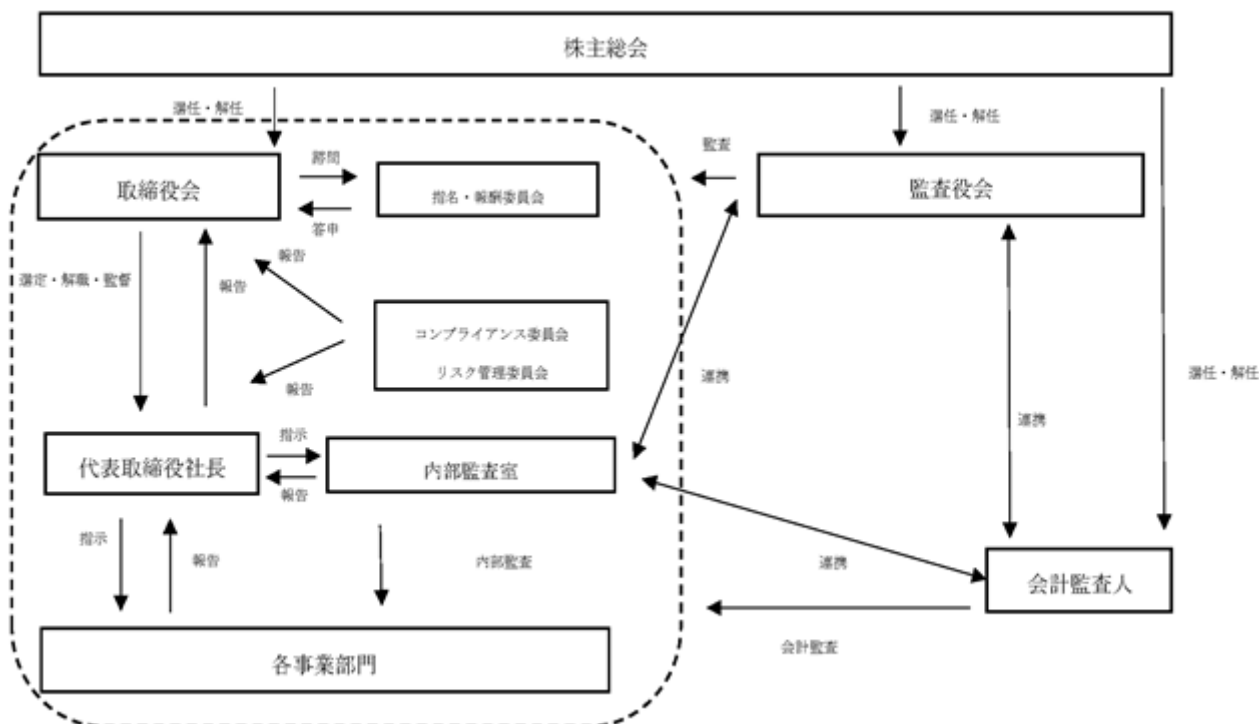
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のミッションである「Matching, Change your business」の実現のためには、サービスの向上、業容拡大、持続的な成長と企業価値の向上が不可欠です。それらの達成のためにも、内部統制の有効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営上の重要な課題と認識しており、コーポレート・ガバナンスが適切に機能する組織体制の構築に努めて参ります。また、自社のみならず、株主、顧客企業、取引先及び従業員等のステークホルダーの立場を尊重するとともに、法令遵守の徹底に努めていくことも重要と考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a．企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



b．企業統治の体制の概要及び採用理由

イ 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を設置しております。取締役会が経営全般に対して監督機能を有するとともに、監査役会が、執行、経営に対する適法性及び妥当性の監査を行うことができ、また、各機関が相互に連携することによって、経営の健全性、効率性及び透明性を確保することができることを認識しているため、現状の企業統治の体制を採用しております。

ロ 取締役会

取締役会は常勤取締役4名と非常勤の社外取締役2名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的開催され、経営の意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、全監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

八 監査役及び監査役会

監査役会は、社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。また、社外監査役のうち1名は弁護士資格を有し、1名は公認会計士の資格を有しております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令・定款及び当社規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

監査役監査は常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項が提出されております。

二 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な監査を受けております。

ホ 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査責任者が、「内部監査規程」に基づき実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ハ 指名・報酬委員会

取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性と適正性を高めることを目的に、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。

指名・報酬委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、取締役候補者の選任基準等の内容について審議の上、取締役会に対して答申し、また取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に関する株主総会議案、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針等の内容について審議の上、取締役会に答申いたします。

委員会は、社外取締役が委員長を務め人数は3名で構成しています。メンバーは、以下の通りです。
 委員長：中村 恒一（社外取締役）、委員：佃 勇吾（社外取締役）、西森 康二（代表取締役社長）

ト コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。両委員会は、代表取締役社長 西森康二を委員長に、また、取締役 御子柴智美、取締役 三ツ井健、取締役 天野竜人、社外取締役 中村恒一、社外取締役 佃勇吾、常勤社外監査役 清水有滋、社外監査役 長尾二郎及び社外監査役 南方美千雄を委員として構成されており、それぞれ四半期に1回開催しております。

当社の取締役会又は監査役会の構成メンバー及び出席メンバーは、以下の通りであります。

（ ○：議長、●：構成メンバー、○：出席メンバー）

役職名	氏名	取締役会	監査役会
代表取締役社長	西森 康二		-
取締役副社長	御子柴 智美	○	-
常務取締役	三ツ井 健	○	-
取締役	天野 竜人	○	-
社外取締役（非常勤）	中村 恒一	○	-
社外取締役（非常勤）	佃 勇吾	○	-
常勤社外監査役	清水 有滋		
社外監査役（非常勤）	長尾 二郎		○
社外監査役（非常勤）	南方 美千雄		○

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2020年3月10日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、ポーターズ行動規範に基づき誠実かつ公正な行動に努める。
 - ・取締役会は、取締役会規程、組織管理規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンスの状況は定期的開催されるコンプライアンス委員会を通じて、取締役、監査役及び各グループの責任者に対し報告を行う。各グループの責任者は、グループ固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - ・内部監査規程に基づき、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、各グループの業務執行やコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。
 - ・内部通報制度を導入し、社内規則、法令違反行為及び企業倫理違反行為等の発生を未然に防ぐとともに、それらの行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ・取締役及び監査役は、いつでもこれら保存された文書等を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、当社企業グループに影響を及ぼす可能性のある、事業環境、事業内容、コンプライアンス、個人情報、サービス品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を整備するとともに、リスクを定期的に見直す。
 - ・リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置する。リスクの識別及びその対応策の策定はリスク管理委員会が行い、取締役、監査役及び各グループの責任者に対して報告を行う。
 - ・内部監査室は、各グループのリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月1回の定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各グループにおいては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - ・各グループの責任者は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
 - ・各グループにおいては、組織管理規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、業務の迅速性および効率性を確保する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
 - ・子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、重要事項については当社への事前協議を行う。また、子会社の財務状況や業績状況等について報告を求める。
 - ・監査役は、子会社に対して、重要書類の閲覧や重要会議への出席等を通じ、業務執行状況を定期的に監査する。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、子会社の業務活動全般が適正に行われているか確認・指導を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - ・ 監査役は、補助使用人の権限、補助使用人の属する組織、補助使用人の人事異動、人事評価等に対する監査役の同意権に係る事項等の明確化を図ることにより、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保に努める。
 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
 - ・ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 法令違反行為等の内部通報をした社員に対し、内部通報をしたことを理由としていかなる不利益をも課さないことを内部通報運用規程に明記し周知徹底する。
 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
 10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ・ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
- b. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとするを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ・ 管理部門を反社会的勢力に係る対応についての所管部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請し、有事の際の協力体制を構築する。
- c. リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的とした、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会をそれぞれ年4回開催し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。
- d. 取締役の定数
- 当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。
- e. 取締役の選任の決議要件
- 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

f．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（これらの者であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

g．責任限定契約の締結

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。

h．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

i．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

j．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

k．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	西森 康二	1963年10月3日生	1988年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 1996年4月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション 入社 1997年12月 株式会社アスキー 入社 2001年8月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2014年8月 PORTERS Global PTE.LTD. Director 2017年11月 KAキャピタル株式会社設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	914 (注)5
取締役副社長	御子柴 智美 (旧姓:渡邊)	1974年9月5日生	1997年8月 インターウォーズ株式会社 入社 2002年1月 当社取締役 2014年8月 PORTERS Global PTE.LTD. Managing Director 2019年7月 当社 取締役副社長(現任) 2021年3月 PORTERS ASIA SG PTE.LTD. Director (現任) 2022年1月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Managing Director	(注)3	164
常務取締役	三ツ井 健	1980年3月28日生	2002年4月 株式会社スタッフサービス 入社 2016年4月 株式会社リクルートスタッフイング入社 2019年4月 同社 執行役員 2022年4月 PORTERS ASIA SG PTE. LTD. Managing Director(現任) 2022年7月 当社 入社 2023年3月 当社 常務取締役(現任)	(注)3	-
取締役	天野 竜人	1984年6月4日生	2007年4月 サミー株式会社 入社 2015年5月 サミーデジタルセキュリティ株式会社 管理部課長 2016年1月 日本マルチメディアサービス株式会社(現 ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社) 社長室マネージャー 2017年9月 当社 入社 2018年3月 当社 執行役員 Corporate Groupマネージャー 2018年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	8
取締役	中村 恒一	1957年11月7日生	1981年4月 株式会社日本リクルートセンター(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 1999年6月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 取締役 2008年4月 同社 取締役副社長 2012年4月 同社 取締役相談役 2016年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役(現任) 2017年12月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	佃 勇吾	1980年5月9日生	2007年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2010年4月 税理士法人レガシィ 入社 2011年4月 水野進税理士事務所 入社 2011年5月 株式会社サクセッション設立 代表取締役(現任) 2012年11月 佃勇吾公認会計士・税理士事務所開設(現任) 2012年12月 株式会社CRESCENDO CAPITAL CONSULTING設立 代表取締役(現任) 2013年12月 税理士法人南青山コンサルティング設立 代表社員(現任) 2015年6月 株式会社コルノマカロニ 監査役(現任) 2020年3月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	清水 有滋	1959年9月24日生	1983年4月 日本電気株式会社 入社 1994年9月 NEC Industries, Inc. (現 NEC Financial Services, LLC) Manager of Budget & Finance Control 1997年1月 NEC Industries, Inc. (現 NEC Corporation of America, Inc.) Secretary & Finance Manager 1999年10月 日本電気株式会社 財務部マネージャー 2005年7月 CJSC NEC Info communications (現 Joint Stock Company “NEC Neva Communications Systems”) Deputy General Director & CFO 2010年7月 日本電気株式会社 財務室長 2016年6月 NECネットワークプロダクツ株式会社(現 NECプラットフォームズ株式会社) 常勤監査役 2017年6月 NECスペーステクノロジー株式会社 常勤監査役 2021年10月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	長尾 二郎	1967年10月6日生	1995年4月 弁護士登録 1995年4月 青木・関根・田中法律事務所 入所 2010年4月 武蔵野簡易裁判所 調停委員(現任) 2011年4月 最高裁判所研修所 民事弁護教官 2014年1月 左門町法律事務所開設 所長(現任) 2014年6月 株式会社アートネイチャー 社外取締役 2018年3月 当社 社外監査役(現任) 2018年4月 株式会社じゃんばら 社外監査役	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	南方 美千雄	1966年11月13日生	1992年10月 KPMG センチュリー監査法人(現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所 1996年4月 公認会計士登録 2001年1月 ナスダック・ジャパン株式会社 入社 2001年9月 株式会社アイピーオーバンク設立 代表取締役(現任) 2002年8月 株式会社みた経営研究所 社外監査役(現任) 2002年9月 株式会社リプラス 監査役 2003年5月 株式会社ピー・アイ・シー 監査役 2003年12月 アイ・エム・エス・ジャパン株式会社 監査役 2009年1月 清和監査法人(現 RSM 清和監査法人) 入所 2009年1月 同社 シニアパートナー 2012年3月 株式会社ショーケース 社外監査役(現任) 2014年6月 株式会社スカイトーク 代表取締役 2015年11月 橋本不動産株式会社 社外取締役(現任) 2016年3月 株式会社音力発電(現 株式会社グローバルエナジーハーベスト) 社外取締役(現任) 2016年3月 株式会社ピー・エス・インターナショナル 社外監査役 2016年4月 エッジ・ラボ株式会社 社外監査役 2016年6月 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外取締役(現任) 2017年1月 やまと税理士法人 代表社員 2017年12月 当社 社外監査役(現任) 2019年4月 VCA Japan株式会社(現 VCA Japan 合同会社) 監査役 2020年8月 税理士法人マーヴェリック 代表社員(現任) 2021年3月 エバステム株式会社 社外監査役(現任) 2022年2月 フォビジャパン株式会社 社外監査役(現任)	(注) 4	-
計					1,094

- (注) 1. 取締役中村恒一、佃勇吾は、社外取締役であります。
2. 監査役清水有滋、長尾二郎及び南方美千雄は、社外監査役であります。
3. 2023年3月24日開催の定時株主総会終結の時から、2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年6月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長西森康二の所有株式数に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を合計しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定められておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役の中村恒一氏は、企業経営者としての豊富な経験や実績に加え、人材業界に対する深い知見を有していることから、経営全般について独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社の株式(7,500株)を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の佃勇吾氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面で独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の清水有滋氏は、上場会社の子会社の監査役を歴任する等、監査役としての専門的知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の長尾二郎氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、法務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の南方美千雄氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて、会計監査人、内部監査担当者及び内部統制部門と相互連携を図り情報交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社では、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(3名全て社外監査役)により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認する他、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

なお、監査役南方美千雄氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、毎月1回の定時の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、定期的な情報共有を行っております。当事業年度における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
尾崎 成考(注)	3回	3回
清水 有滋	14回	14回
長尾 二郎	14回	14回
南方 美千雄	14回	14回

(注) 2022年3月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しております。

監査役監査は、監査実施の基本方針並びに重点監査項目を設定し、年間の監査スケジュールに沿って監査手続(取締役会等の重要会議への出席など日常監査、内部統制システムの構築・運用状況に関する監査、決算実施に関する監査など)を行います。監査役会においては、主に、監査計画及び監査方針の策定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、取締役会等の重要会議への出席及び稟議書等の重要書類の閲覧に基づく監査上の重要事項等について協議・検討を行っております。また、常勤監査役は内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換会を実施し、非常勤監査役と監査役会においてその共有化や意見交換を行い、実効性のある三様監査を目指しております。

内部監査の状況

当社では、内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。年間の監査計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査担当者は常勤監査役及び会計監査人と定期的に情報交換を実施することにより、内部監査の実効性向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 高木 修氏

指定有限責任社員 業務執行社員 鶴 彦太氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他8名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は特に定めておりませんが、有限責任 あずさ監査法人を選定する理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、事業分野への理解度、監査報酬の妥当性等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
16,800	-	19,140	2,000

当社における当事業年度の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a . を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、それらの妥当性が確認できたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の役員報酬の決定方針は次のとおりであります。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役それぞれに求められる役割及び責任に応じ、また、経済環境や市場動向、他社の支給水準等を考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は月例の固定報酬である基本報酬のみとする。

(b) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第18期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。また、監査役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の臨時株主総会にて年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

(c) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき任意の指名・報酬委員会が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、決定方針に基づき決定することにあります。

これらの権限を委任した理由は、取締役の指名及び報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることにあります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその決定を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

指名・報酬委員会は取締役会が選定する3名以上の取締役で構成することとし、その過半数は独立社外取締役としております。また、委員長は原則として独立社外取締役より選定いたします。

(d) 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	54,000	54,000	-	-	-	3
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	21,300	21,300	-	-	-	6

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	682,944	937,040
売掛金	19,000	24,992
仕掛品	614	2,319
前払費用	18,790	18,320
その他	3,300	10
貸倒引当金	38	60
流動資産合計	724,612	982,623
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,276	12,103
工具、器具及び備品(純額)	738	430
有形固定資産合計	9,015	12,533
無形固定資産		
ソフトウェア	5,219	21,866
ソフトウェア仮勘定	2,447	-
無形固定資産合計	7,667	21,866
投資その他の資産		
関係会社株式	12,211	27,440
長期前払費用	3,242	6,129
繰延税金資産	6,323	8,663
その他	44,192	46,462
投資その他の資産合計	65,970	88,696
固定資産合計	82,652	123,097
資産合計	807,265	1,105,721
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,195	32,625
1年内返済予定の長期借入金	49,992	41,700
未払金	21,326	19,846
未払費用	10,289	13,340
未払法人税等	55,635	66,624
前受金	95,996	-
契約負債	-	125,836
預り金	9,216	12,058
その他	23,978	22,132
流動負債合計	290,631	334,164
固定負債		
長期借入金	41,700	-
固定負債合計	41,700	-
負債合計	332,331	334,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	46,989
資本剰余金		
資本準備金	-	36,989
資本剰余金合計	-	36,989
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	464,933	687,578
利益剰余金合計	464,933	687,578
株主資本合計	474,933	771,556
純資産合計	474,933	771,556
負債純資産合計	807,265	1,105,721

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1,100,629	1,290,137
売上原価	260,198	266,908
売上総利益	840,430	1,023,228
販売費及び一般管理費	2, 3 618,057	2, 3 684,863
営業利益	222,373	338,365
営業外収益		
受取利息	5	6
為替差益	8,304	1,189
助成金収入	-	1,710
その他	0	0
営業外収益合計	8,309	2,906
営業外費用		
支払利息	565	327
上場関連費用	-	12,644
株式交付費	-	1,435
固定資産除却損	0	0
その他	-	50
営業外費用合計	565	14,458
経常利益	230,116	326,813
税引前当期純利益	230,116	326,813
法人税、住民税及び事業税	79,762	106,509
法人税等調整額	2,296	2,340
法人税等合計	77,466	104,169
当期純利益	152,650	222,644

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		95,253	36.6	59,061	22.0
経費		165,351	63.4	209,552	78.0
当期総製造費用		260,604	100.0	268,614	100.0
仕掛品期首棚卸高		208		614	
合計		260,813		269,228	
仕掛品期末棚卸高		614		2,319	
売上原価		260,198		266,908	

(注) 主な内訳は次の通りであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
外注費(千円)	156,793	203,387

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	-	-	312,283	312,283	322,283	322,283
当期変動額							
当期純利益	-	-	-	152,650	152,650	152,650	152,650
当期変動額合計	-	-	-	152,650	152,650	152,650	152,650
当期末残高	10,000	-	-	464,933	464,933	474,933	474,933

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	-	-	464,933	464,933	474,933	474,933
当期変動額							
新株の発行	36,110	36,110	36,110	-	-	72,220	72,220
新株の発行 （新株予約権 の行使）	879	879	879	-	-	1,758	1,758
当期純利益	-	-	-	222,644	222,644	222,644	222,644
当期変動額合計	36,989	36,989	36,989	222,644	222,644	296,622	296,622
当期末残高	46,989	36,989	36,989	687,578	687,578	771,556	771,556

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	230,116	326,813
減価償却費	4,080	6,086
貸倒引当金の増減額(は減少)	12	22
固定資産除却損	0	0
受取利息	5	6
支払利息	565	327
為替差損益(は益)	9,079	304
助成金収入	-	1,710
上場関連費用	-	12,644
株式交付費	-	1,435
売上債権の増減額(は増加)	6,303	5,992
棚卸資産の増減額(は増加)	406	1,705
仕入債務の増減額(は減少)	2,975	8,429
前受金の増減額(は減少)	12,508	-
契約負債の増減額(は減少)	-	29,840
未払金の増減額(は減少)	3,085	1,479
その他	2,995	5,371
小計	241,187	379,772
利息の受取額	5	6
利息の支払額	548	306
法人税等の支払額	48,536	95,521
助成金の受取額	1,000	1,710
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,107	285,661
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	5,278
無形固定資産の取得による支出	-	18,525
関係会社株式の取得による支出	12,211	15,229
保険積立金の積立による支出	2,639	2,639
その他	-	104
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,850	41,777
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	49,992	49,992
株式の発行による収入	-	70,784
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	1,758
上場関連費用の支出	-	12,644
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,992	9,906
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,079	304
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	137,343	254,095
現金及び現金同等物の期首残高	545,601	682,944
現金及び現金同等物の期末残高	682,944	937,040

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社では顧客との契約に基づき、人材マッチングクラウドサービスとしてPORTERSを提供しております。顧客との契約から生じる収益は、ID利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるリカーリング売上と、PORTERSの利用のための導入・運用コンサルティング等から生じるスポット売上により認識しております。

リカーリング売上については、主に契約期間においてPORTERSのサービスが提供されることを履行義務と識別していることから、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。なお、当社では、取引の対価であるID利用料を、原則としてサービスを移転する前に受領しているため、サービス移転前に受領した対価は契約負債として計上しております。なお、主な取引の対価は契約に基づき、一定期間の利用料を前受で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

スポット売上については、導入・運用コンサルティング等のサービスを顧客が検収した時点で当該サービスに対する支配が移転するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づき履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)
該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することとしております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る(収益認識関係)注記については記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。また、(金融商品関係)注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	9,505千円	10,534千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27.0%、当事業年度27.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73.0%、当事業年度72.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	75,300千円	75,300千円
給料及び手当	190,262	200,306
減価償却費	1,702	2,267
研究開発費	76,290	72,562
広告宣伝費	72,894	85,530

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	76,290千円	72,562千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000	-	-	5,000
合計	5,000	-	-	5,000

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1. 2.	5,000	1,565,700	-	1,570,700
合計	5,000	1,565,700	-	1,570,700

（注）1. 当社は、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,565,700株は以下によるものであります。

株式分割による増加	1,495,000株
公募による新株式の発行による増加	50,000株
新株予約権の権利行使に伴う新株式の発行による増加	20,700株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）	当事業年度 （自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
現金及び預金勘定	682,944千円	937,040千円
現金及び現金同等物	682,944	937,040

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であり、流動性リスクに晒されております。ただし、固定金利であることから、金利の変動リスクには晒されておられません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(*1)	91,692	91,703	11
負債計	91,692	91,703	11

*1. 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

*2. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

*3. 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	12,211

当事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（*1）	41,700	41,681	18
負債計	41,700	41,681	18

*1．1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

*2．現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

*3．市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	27,440

（注）1．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	682,944	-	-	-
売掛金	19,000	-	-	-
合計	701,945	-	-	-

当事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	937,040	-	-	-
売掛金	24,992	-	-	-
合計	962,032	-	-	-

2．長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	49,992	41,700	-	-	-	-
合計	49,992	41,700	-	-	-	-

当事業年度（2022年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	41,700	-	-	-	-	-
合計	41,700	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	41,681	-	41,681
負債計	-	41,681	-	41,681

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(注)2	当社従業員 48名	当社従業員 8名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.3	普通株式 44,400株	普通株式 60,000株	普通株式 7,500株
付与日	2018年5月16日	2018年5月16日	2018年7月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	(注)4
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年5月17日から 2027年12月31日まで	2020年5月17日から 2027年12月31日まで	2020年7月18日から 2027年12月31日まで

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(注)2	当社取締役 1名 当社従業員 22名	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.3	普通株式 26,400株	普通株式 45,000株	普通株式 16,800株
付与日	2019年4月12日	2019年12月11日	2021年5月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年4月1日から 2028年12月31日まで	2025年1月1日から 2028年12月31日まで	2023年7月1日から 2030年12月31日まで

	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(注)2	当社従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.3	普通株式 15,600株
付与日	2021年12月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2024年1月1日から 2030年12月31日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の付与時点における内容を記載しております。
3. 2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
4. 新株予約権の行使の条件は次の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	21,600	37,500	7,500
付与	-	-	-
失効	900	-	-
権利確定	20,700	37,500	7,500
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	20,700	37,500	7,500
権利行使	4,500	7,500	7,500
失効	-	-	-
未行使残	16,200	30,000	-

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	4,500	33,000	16,800
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	4,500	-	-
未確定残	-	33,000	16,800
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	4,500	-	-
権利行使	1,200	-	-
失効	-	-	-
未行使残	3,300	-	-

	第7回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	15,600
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	15,600
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2022年6月14日付株式分割(1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	84	84	84
行使時平均株価 (円)	2,198	2,344	2,179
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	100	200	334
行使時平均株価 (円)	1,797	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第7回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-

(注) 2022年6月14日付株式分割(1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、時価純資産方式に基づき算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 184,732千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 44,223千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,142千円	6,762千円
敷金償却	1,126	1,273
税務上の繰延資産	-	627
その他	53	-
繰延税金資産合計	6,323	8,663

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年 3月31日)	当事業年度 (2022年 3月31日)
法定実効税率	- %	34.5%
(調整)		
所得拡大促進税制による税額控除	-	2.5
中小法人軽減税額	-	0.2
住民税均等割	-	0.1
その他	-	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.8

前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
リカーリング売上	1,229,243
スポット売上	60,894
顧客との契約から生じる収益	1,290,137
その他の収益	-
外部顧客への売上高	1,290,137

(注) 1. リカーリング売上はPORTERSのID利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるものであります。

2. スポット売上はPORTERSの導入コンサルティング売上のほか、データ移行作業等のスポット作業に係る売が含まれます。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針)「7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	19,000
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	24,992
契約負債(期首残高)	95,996
契約負債(期末残高)	125,836

契約負債は主にリカーリング売上について、顧客に対してサービス提供前に対価を受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、契約負債は貸借対照表上、流動負債に計上しております。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は95,996千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はHR-Tech事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	PORTERS ASIA SG PTE. LTD.	シンガポール	150千シンガポールドル	当社サービスの海外市場開拓	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	設立出資 増資の引受 (注)	12,211	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設立出資は、会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。また、増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	PORTERS ASIA SG PTE. LTD.	シンガポール	300千シンガポールドル	当社サービスの海外市場開拓	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	増資の引受 (注)	15,229	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	316.62円	491.22円
1株当たり当期純利益	101.76円	146.41円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	135.42円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから記載していません。
2. 当社は、2022年9月29日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	152,650	222,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	152,650	222,644
普通株式の期中平均株式数(株)	1,500,000	1,520,716
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	123,438
(うち新株予約権(株))	(-)	(123,438)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数 普通株式 136,500株)	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	15,292	5,278	731	19,840	7,737	1,451	12,103
工具、器具及び備品	3,227	-	-	3,227	2,797	308	430
有形固定資産計	18,520	5,278	731	23,068	10,534	1,759	12,533
無形固定資産							
ソフトウェア	8,140	20,973	100	29,013	7,147	4,326	21,866
ソフトウェア仮勘定	2,447	21,072	23,520	-	-	-	-
無形固定資産計	10,588	42,045	23,620	29,013	7,147	4,326	21,866
長期前払費用	3,242	8,697	5,810	6,129	-	-	6,129

(注) 1. 長期前払費用の期間配分は減価償却費とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額の算定に含めておりません。

2. ソフトウェアの増加は、ソフトウェアの完成に伴う振替によるものであります。

3. ソフトウェア仮勘定の増加は、主にPORTERSの機能追加によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	49,992	41,700	0.5	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	41,700	-	-	-
合計	91,692	41,700	-	-

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	38	22	-	-	60

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	901,477
外貨預金	35,562
合計	937,040

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アデコ株式会社	4,933
株式会社サンキョウテクノスタッフ	4,191
株式会社Branding Engineer	1,855
株式会社明日香	1,298
株式会社マイナビワークス	528
その他	12,185
合計	24,992

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
19,000	192,147	186,155	24,992	88.2	41

ハ．仕掛品

品目	金額(千円)
労務費	2,319
合計	2,319

流動負債
 イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ARS	7,865
クラスメソッド株式会社	6,063
株式会社EaseEdge	4,345
株式会社クラウドワークス	3,944
株式会社マスターマインド	2,824
その他	7,582
合計	32,625

ロ．未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	42,744
事業税	19,551
住民税	4,327
合計	66,624

ハ．契約負債

相手先	金額(千円)
株式会社アウトソーシング	3,300
フジアルテ株式会社	3,000
キャリアバンク株式会社	2,873
株式会社メディカルリソース	1,955
株式会社ソラスト	1,905
その他	112,801
合計	125,836

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	611,128	937,720	1,290,137
税引前四半期(当期)純利益(千円)	-	170,194	256,331	326,813
四半期(当期)純利益(千円)	-	111,948	168,604	222,644
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	74.63	111.98	146.41

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	34.06	37.35	34.43

(注) 1. 当社は、2022年9月29日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞社に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://www.porters.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定により請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
2022年8月24日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
2022年9月7日及び2022年9月16日関東財務局長に提出。
2022年8月24日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第22期第3四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月11日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
2023年3月24日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

ポーターズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高木 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 彦太
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポーターズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポーターズ株式会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

PORTERSを利用して計上されるリカーリング売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、ポーターズ株式会社の損益計算書において計上されている売上高1,290,137千円のうち、リカーリング売上高は1,229,243千円であり、売上高全体の約95%を占めている。</p> <p>リカーリング売上は、会社が提供するクラウド型マッチング総合管理システム「PORTERS」に係る月額利用料が主なものであり、顧客の各月のID利用実績数に、1ID当たりの単価を乗じて計算される。ID当たりの単価は、新規契約時に顧客からの基本申込書の記載内容をもとに、確認及び承認後、販売管理システムに手作業で登録される。また、ID利用実績数はPORTERSに登録された情報をもとに、販売管理システムに入力される。月額利用料は、これらの情報をもとに販売管理システムで継続的に売上として計上されるという特徴がある。</p> <p>この点、会社はクラウドサービスであるPORTERSを主力事業として展開しており、その財務的な成果である売上高を重要な経営指標と位置付けている。そのため、不適切な新規契約をPORTERSや販売管理システムに登録することにより、売上高が過大計上される潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上より、当監査法人は、リカーリング売上高の実在性の検討が、当事業年度の財務諸表において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、「PORTERS」を利用して計上されるリカーリング売上高の実在性を検証するため、ITの専門家を監査チームに含め、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>リカーリング売上に関する売上高の計上プロセス及び新規登録に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PORTERSのID利用実績数の集計及び販売管理システムの月額利用料の自動計算等のIT業務処理統制 ・顧客との新規契約書類である基本申込書への適時かつ適切な担当者による確認及び上位者による承認 ・販売管理システムに登録された受注情報の適時かつ適切な上位者による確認 <p>(2)売上高の実在性の検討</p> <p>実在する売上高が計上されていることを検討するため、新規契約のうち特定条件に合致した取引を対象とし、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上計上の基礎データとなる、販売管理システムに登録された受注情報と顧客からの基本申込書の記載内容（企業名、単価、利用開始日等）を照合した。 ・販売管理システムの入力の基礎となる、PORTERSに登録されているID情報について、基本申込書と照合した。 ・売上金額と請求書及び入金額を照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。